

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和5年7月25日(火) 午後1時30分～
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 書記 前田 篤史 木場 香 中山 楓

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
(1) 農地の合意解約について(農地法第18条6項)
5. 議 事
議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第9号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第11号 農地のあっせん申出について
6. その他
R5年度 農地利用状況調査の実施について

<p>事務局長</p>	<p>みなさんこんにちは。定刻より前ですけども皆さんお揃いのようなので始めたいと思います。ただいまから7月の農業委員会総会を開催いたします。本日は琴浦委員さんがお休みということで始めて行きたいと思います。お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんこんにちは。今日はようやくですね、梅雨が明けたようですが、これからまた暑い時期に入ると思います。そういう中でですね委員さん推進委員さんの皆さんには、農地利用状況調査ということでまた各畑を一筆調査してもらおうと思いますけども、その説明を今日ちょっとその他の件で事務局より説明がございますので、前回までは現地目揃え会もしていたんですけども、今回はスライドの方で説明をさせていただきます。その時にまた何か質問等をして頂ければと思います。よろしくお願いします。それでは早速ですけども、7月期の農業委員会総会を開催したいと思います。まずは議事録署名委員の指名についてということで、6番の山口委員さん、それから7番の森計人委員さんよろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>4番の報告事項は、農地の合意解約についてということで2件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、3ページをご覧ください。農地法第18条の通知書という事で、今までとちょっと様式変わってるんですけど、報告事項についてもですね、議案と同じような形で出せるということが分かったので、今回からちょっと変更しております。では説明していきます。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法関係事務処理要領の第9の3の(3)の規定により、通知があったことを報告いたします。2件ですね。</p> <p>まず1件目が三根郷の452、法音寺の1085-2、1255-5。いずれも樹園地で3筆3,146㎡。解約は令和5年6月30日付で合意解約、借受人の規模縮小及び第3者への貸借のためということで、解約事由を下の方書いてますけども、農地法第3条で、令和5年7月26日まで借りておられましたけれども、更新をしないということで、出されております。備考に書いてますけども、3筆それぞれ予定がありまして、まず三根郷の452については、後で議案第11号で出てきますけども、あっせんの申し出を出しておられまして、こちらは借受人が予定がないという状況です。法音寺郷の1085-2につきましては太ノ浦の農家さんが借受予定。1255-5につきましては太ノ原の別の農家さんが借り受ける予定となっております。</p> <p>2件目、中尾郷の900-15。こちらは樹園地で、1筆1,651㎡。6月30日付で合意解約。こちらにつきましても借受人の予定がありまして、一番右に書いてありますけども、別の農家さんが借受になります。</p> <p>4ページからはそれぞれの場所の地図をつけております。まず三根郷赤木ですけども、4ページの場所が、あっせんの希望ということで、後でも出てきます。5ページ、こちらは新しい借受人さんが借受予定と、後々ですね中間管理事業を使つての貸借予定もあります。拡大した航空写真のですね、近くの圃場をちょっと前に去年ぐらいですか</p>

<p>議長</p>	<p>同じ借受人さんが借受られたということで、ここも一緒にするという予定となっております。6 ページが太ノ原の別の借受人さんが今度出される予定ですけれども、下の 1255-5 赤枠で囲んでるところと、その右上の 1256-1。こちら貸付人さんの所有地ですけれども、こちらの方も一緒にこの後借りられる予定になっております。</p> <p>7 ページの航空写真は申請番号 2 の借り受ける予定の所です。周辺をですね、だいたいこの借受人さんがいっぱい借りてるということでここも合わせてするようになったのかなと、ちょっと経緯はわかんないんですけど、そうことになっております。報告は以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。1 番につきましてはですね、借受人さんが精力的にですね後の方を探されて、2 筆目 3 筆目につきましてはこの後また借受の方で出てくると思います。1 筆目につきましてはですね、今のところかり借受者がいないということであっせんが出ているということです。この後ですね、お願いします。</p> <p>後の 2 つに関しても決まっているということですので、特段問題ないのかなと思いますけれども、一応報告事項ということで皆様方に報告をしております。</p> <p>それでは引き続き 5 番の議事に入っていきたいと思います。議案第 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてということで事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、8 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。</p> <p>1 件ございまして、所有者移転無償贈与になっております。三根郷樋口ですけれども 2780 番、田 1 筆 1,583 m²。贈与となっております。右の方に申請事由を書いておりますけれども、名義変更のためということで、譲渡人さんの親の代の頃に、売買が済んでいたですけれども、名義変更をしていなかったということで、今回申請をされております。下に書いておりますけれども、買人と同一経営体ということで、譲受人さんは買人さんと同一の経営体の娘婿さんになられるということで出されております。場所につきましてはですね、9 ページ以降の写真をつけております。赤枠で囲んでいる所ですけれども。</p> <p>またちょっと違う話になってしまうんですけども、下の拡大図で 2780 が赤枠で囲んであって、その左下ですね、2770 番地の農家さんの件なんですけども、先月の総会でどこかいいところないですかというような情報提供お願いしますと言ったんですけども、先日ですね、農家さんから電話がありまして、やっぱり借りてするのはちょっと今後また同じようリスクがあるかもしれないということで、探さなくていいですってというような連絡がきましてですね、皆さんにお願いした手前だったんですけども、今後どうされるかまでははっきり言われなかったので、また決まったら何か教えてくださいねってお伝えしたんですけども、一応どこかハウスを建てれる所を探して頂くというのについてはですね、一旦やめて頂いていいかなと。今後ですねちょっとできれば東彼杵町で営農を続けて欲しいので、支援をしていこうとは思ってるんで</p>

	<p>すけど。ちょっと違う話ですけれども補足で説明いたしました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。農地法第3条の規定につきまして、地元委員さんから報告とかございましたら。</p>
<p>森計人委員</p>	<p>7番森です。この譲渡人さんのお父さんの方からお話がありまして、売買自体は当の昔に終わっていたというお話なんですけど、抵当権が入っていて名義変更ができていなかったということで手続きをしてもらっていると説明を受けました。さっきの農家さんの件ですが、ちょっと私も借りてる農家さんに話をしたんですけど、本人がさっき言われた通り今回は見逃しておこうかなと言ったんで、私からこっちに言おうかなと思ったんですけど本人から言ってくれということでお願いしました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。その他皆様方からご質問とかないでしょうか。大丈夫でしょうか。売買は済んでいたということで名義変更なので、問題ないかと思えますけども採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。農地法第3条の規定による許可申請の件につきまして許可することで問題ないと思われる方は挙手を以ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして議案第9号農地中間管理事業による農地利用集積計画についてということで事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、10ページをご覧ください。基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。2件ございます。</p> <p>1件目、彼杵宿郷1591-2、1591-3。2筆樹園地で1,726㎡。賃貸借権の設定となっております。利用目的については、茶畑2筆で15,000円。5年間となっております。備考に書いてありますけども、今未相続地で契約の更新ということで、5年たって契約をされて、更新で出されております。</p> <p>2件目、一ツ石郷1751-1、1752-1、1752-2、1754、1755。田5筆3,974㎡。使用貸借権の設定の貸し付けとなっております。田んぼで5年間新規の設定となっております。</p> <p>11ページ12ページが航空写真で場所を示しております。現在未相続ですけども実際はこの方が貸付人になります。</p> <p>2ページ目が大村市の貸付人さんからの田んぼの貸し付けです。養鶏所さんの近くの場所となっております。簡単ですけども、説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。1番につきましてははですね、ちょっと私の担当ということで、貸付人さんはもともと赤木で今は息子さんが蔵本の方に住んでるということで、契約の更新ということで問題ないかと思っております。</p>

<p>議長</p>	<p>この件につきましてまずご質問ご意見ございましたらお受けしますけども。ありませんでしょうか。それでは1番につきまして採決を取りたいと思います。この件につきまして問題ないと思われる方は挙手を以ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして2番の方に入りたいと思いますけども、2番につきまして地元委員さんから説明とか補足とかございましたら。ないでしょうか。入江委員さん何かないでしょうか。この件についてご質問とか、ご意見ございましたらお受けしますけども。何もありませんでしょうか。</p> <p>それでは2番につきまして許可することと思われる方は挙手を以ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで、許可する方向で進めたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして議案第10号農地法第5条の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>13ページご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請について、農用地関係事務処理要領の第4の1の(4)のAの規定により、意見を決定するため審議を求めます。先月もちょっとお話をした所ですけども、彼杵宿郷418-1、田1筆929㎡。所有権移転で転用となっております。2階建てのアパートを一棟建設予定で、転用事由の所にありますけど、集合住宅建設のため。備考に書いてありますけども、先月の6月総会で説明しました隣接農地所有者さんの同意が得られてないということで、長年作ってきたのに、突然合意解約されたとかです。そういう話を説明させていただいたところです。ちょっと確認ですけれども、隣接地の同意書は市町村の判断でもらう、もらわないは決めていいと。内容で協議をして県に進達しないといけませんというということで、先月も話しております。あと、隣接農地所有者さんの個人的な気持ちとしてはもう民事訴訟までしてもいいと思ってるんじゃないかと説明いたしました。ただです。その後、業者さん伝手でちょっとこちらに連絡がありまして、隣接農地所有者さんが弁護士さんとかいろいろ相談をしたらいいんですけども、なかなか引き受けてもらえないということで、もう良いみたいな感じでですね諦められたということで、しょうがないという感じで、先日立会いをしたんですけども、そういう感じでいらっしゃいました。表の下に書いてますけども、令和5年7月12日転用現地立会ということで、通常総会の午前中にするんですけど、ちょっと早めにした方がいいだろうと思って寄ってもらいました。乗り入れ口の整備であるとか、畔から控えてフェンスを設置するとか、水路の改修もしますということだったので、業者さんがその辺をすることだったので、ちょっとその内容とかをですね見ながら会長と下野さんと立会いをしました。</p> <p>隣接農地所有者さんは納得はいかないが仕方ないというふうに言って、同意書はやっ</p>

ぱり出したくないということだったので出しませんということでも明言をされました。ただ先日も出した理由書を添付するということですので、こちらとしてはもうそれで受けるしかないかなと思いました。

乗入口はオーナーである佐世保の方の所有地の一部となるということで、土地をもらうのは佐世保の方なんですけれども、その方がアパートのオーナーさんになるということで、実際の管理は業者さんがされると思うんですけども、オーナーさんとは通行承諾ということで通っていいですよっていうのを隣接農地所有者さんと契約するとなっております。後で資料をつけております。業者が今後もアパートを管理するのでなにか営農上の支障があればぜひ相談して下さいということでも言われております。

ではちょっと流れを説明していきます。まず14ページ、場所ですけども、ちょっと北東側にあるところです。15ページが写真の撮影方向なんですけど、このくらい拡大した方がわかりやすいかなということで、418-1が申請地で、もめているのが417隣接地、上の方ですね隣接農地所有者さんの土地ということで、以前は418-1も一緒に作られていたと。418の東側に418-3ということで倉庫とあるんですけど、そこも隣接農地所有者さんの所有地。下の方の418-2と418-4はこの方の義理の妹さんの土地となっております。実際倉庫に行くときは418-4を通して倉庫に行って、それから418-1に戻って417に行くような感じでされていたようです。

16、17ページが写真です。2番目がですね、今言ってた418-4の通路がですね、倉庫に行く通路です。3番目が西側にですね里道があるんですけども、15ページ見たらわかると思うんですけども、かなり幅が狭いということで、ここを通っていくのは現実的ではないということです。

4番目の写真が418-1と417の境界部分の写真です。5番目の写真が右手側が倉庫ですね、黄色の三角でしている所が乗り入れ整備予定ということで、乗り入れ口を作りますよということで話をされております。実際はですね417の田んぼの所にもちょっとコンクリートが入ると思うんですけど、ここの部分を使って乗り入れの口を作って、そのまま417に行けるようにしますというような内容です。6番目の写真が、黒の点線が土地の境界なんですけど、例えば417と418-1の間の境界からひかえて白の点線ですけどもフェンスを立てる。あと、実際その水路417から水が出てくるんですけども、その水路も実際は境界の内側に入っていますので、今度佐世保のオーナーさんの土地になってしまうんですけども、その部分もこのまま残すということで、あとはですね隣接農地所有者さんと話しながらですね、この水路も生かした状態でしていくというような内容となっております。

18ページは許可の申請書でこちらちょっと飛ばします。

19ページが被害防除計画書ですね。盛土を最高0.2m、切土を最高0.25mで緩衝地を設ける、防護柵フェンスですねを設ける。土砂流防止のため表面舗装を施し、被害を防止する。雨水排水については水路放流。汚水・雑排水は下水道。緑地・緩衝地を設ける。境界線から距離を取って建物を建築し、周辺の農地に支障が出ないよう措置する。建物自体もですね、町道側に建てるということで、配慮をしているということでした。

20ページが構図ですね。それぞれの隣地の所有者を書いております。21ページが土地

	<p>利用計画図です。横にして頂いて下の方が町道、左側が里道となっております。白抜きの方が申請地なんですけども、建物が南側、町道側にあります。北側が隣接農地所有者さんの田んぼ 417 番、右の方に書いてますけども、こっちの倉庫から矢印の方向で入れるようにすると。一部オーナーさんの土地の通行を承諾しますよというような内容となっております。22 ページは断面図ですね。そんなに造成はないんですけども、上の 2 段がだいたいこんな感じになっております。23 ページが平面図になってます。</p> <p>そして 24 ページが私有地通行承諾書ということで、東彼杵町彼杵宿郷 418-1 の一部を乙が隣接地への進入路として無償私用することを承諾するものとする。3 条が各自所有地を第三者に譲渡する場合、上記内容を承継するということで、甲がオーナーさんですね。乙が隣接農地所有者さんとなります。オーナーさんは農業をされている方ということで、そういう営農の支障についてはですね理解があるということで、業者さん伝手でご説明を受けております。内容につきましては以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。今事務局から説明があったように、7月の12日に推進委員の下野さんと事務局と立会いをしまして、かなり個人的感情の部分があったのかなあという感じでした。</p>
23 : 00	<p>農業委員会としては、申請書が出ている以上は同意書が無くても審議を進めなければいけませんという話と、進める中で私たちが見る時には周りの残った農地に影響があるかないかを確認し、見る限りではおそらく影響がないかなと。</p> <p>ただ心配になることは早めに業者さんに伝えて頂いて、そこをもし何かあった時には解決されたほうがいいんじゃないですかという話をしてきました。かなり最初は高圧的に農業委員会は何をしているのかみたいな感じで来られたんですが、そういう説明をしたらあまり農業委員会への突っ込みはなかったんで、そこら辺は納得されたのかなと。ただ感情的に同意書は出したくないということでした。実際同意書無しの中で現地を確認したところ、排水も説明があったように、排水もする、用水路も全然問題はない、建物も道路側に建てるので圃場側を駐車場にすると、あとヘリ防除等も住民さんに説明をするということであったので、特段問題を見つけるのが難しいかなという感じですけども、私たちが見落とししたところもあるかもしれないので委員さん・推進委員の皆さん何か意見とかそういうものがあればですね、ぜひお示し頂ければと思いますけども、何かご意見とかないでしょうか。</p>
宮脇委員	<p>何の問題がありますか。</p>
事務局	<p>具体的におっしゃらないのでわからないんですけども、418-1 って今回の申請地ですけども、ここもですね何十年も三代に渡って隣接農地所有者さんが作られてたということで、2 年前くらいに解約をしてるんですけども、その時の話がよく分からないんですけど、その解約自体も納得してないみたいな形で言われててですね。その時に所有者さんがおっしゃったことがあるのかなという気もするんですけど、書類上は合</p>

議長	<p>意解約の書類も出してますし、特に手続き上はないんですけど、個人的な昔からの何かがあるのかその時から仲が悪いという話だった。</p> <p>作ってもらってるのか作ってやってるのかっていう感情的な所かなって思うんですけども。</p>
事務局	<p>なので業者さん自体のすることに文句はないっていうことで、あくまで所有者さんの方が納得できないから同意したくないというそういうスタンスでいらっしゃるので内容うんぬんではなかったのかなと。</p>
森武敏委員	<p>2番森ですけども、先月の時に業者さんの話も出たんですけども、譲受人さんがアパートの経営者になられるわけですよ。このオーナーさんは誰との関係になるんですか。前回出てなかったんで、裁判沙汰になるのは所有者さんと隣接農地所有者さんの問題できてたので、今回全く別の人が土地のオーナーになるという事で、買ったってことですかね。</p>
事務局	<p>元々アパートの経営っていうのが個人さんが買って、管理は会社がしていくような感じでされているのが、その経営の方法までは私は知らないんですけども、元から別の方ですっていうのは聞いてたので、私も名前を聞いたのは申請書が来てから初めてだったので、オーナーさんということで、オーナーさんにもちゃんと言っておいてくださいとは言ってたので、ちゃんと通行承諾とかそういう形で話は通してあるみたいなので。</p>
森武敏委員	<p>もしオーナーが所有者さんだったら進まなかったのでは。</p>
事務局	<p>いや特に、名義が所有者さんだったら進まないという事はないかなと思います。</p>
<p>29 : 41</p> <p>議長</p>	<p>まあ、私たちが見たのは残った農地に影響があるかどうかというところを見に来たわけで、後から裁判あるなしは所有者さんと近隣農地所有者さんの貸し借りの問題で関係ないという失礼ですけど、今の農地に関しては問題がほとんどないと思っております。皆さん方から図面とか写真とか見られてですね、お気づきの点があったら教えて頂ければと思っておりますので、その点何かないですかね。ないようでしたら採決の方に入らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。それでは農地法第5条の規定による許可申請につきまして、賛成ということで許可相当と認められる方は挙手を以ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。許可相当ということで県の方へ進達したいと思います。ありがとうございました。</p>

事務局	<p>それでは続きまして議案第 11 号の農地あっせん申出についてということで、事務局よりお願いいたします。</p> <p>はい、25 ページをご覧ください。農地のあっせん申出について、標記の件について、下記の通りあっせんの申し出がありましたので、審議願います。先程解約の折に話したところです。該当農地が三根郷の 482 番、現況茶畑で面積が 600 m²。希望としては特にないということでした。売買とか貸借とかですね。</p> <p>備考につきまして理由等と書いておりますけども、前借受人さんが令和 5 年まで耕作をしていたが返還をされたけども、自身では管理できないため、誰か作る人を探してほしいという内容でございました。26 ページ航空写真つけておりますけども、元々会長ともちょっと話をしてたんですけど、この辺一帯茶畑だったんですけども、だいぶ荒れて西側も茶畑なんですけど、ずっと荒れてしまっているということで、なかなか借り手が出そうにないというのが印象でした。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件につきましてはだいぶ頑張って次の借受人を探されていたそうなんですけど、なかなか見つけきらなかったということであっせんが出た状態です。実際、お茶をされていて茶畑もなかなか厳しいかなと思うんですが、事務局とも話をしてたんですけど、26 ページの下の写真の赤枠の左下に下がっていくわけなんですけども、この下の方もあっせんに出たことがあってですね、ここも造成をすればいい圃場になると思うので、ここら辺のお茶畑自体には合う土地なので、そういう方向で何かこういうのをまとめたいとかいう方がいらっしゃればですね、そういうことも含めて探していかなければいけないかなと思います。</p> <p>この一筆だけではなかなか経営上プラスになる事はないかなと思いますので。福田さんどうですか、一回場所を見てもらって。</p>
福田光宏委員	<p>ずらっと全部こがせばよかでしょうけど。</p>
森委員	<p>すみません。地番が違うようです。</p>
事務局	<p>482 ですね。452 が本当ですね。すみません、452 が本当です。25 ページが間違っている所です。482 でなく 452 です。すみません、ありがとうございます。</p>
議長	<p>福田委員さん一回場所を見てもらうっていうそういう方向に気持ちがある人に進めていただければと思います。こちらもちろん進めていこうと思いますけれども。将来的にそういう方向の方がいればぜひ気がかけていただければ助かります。あえてこれが 3 反も 5 反もあるならですよ誰か直ぐあっせんを立ててした方が良いでしょうけど。ちょっと気をかけとってもらえればと思います。</p> <p>この件につきましてはそういう方向でいいですかね。</p> <p>議案の方はこれで終了になります。事務局の方から説明があります。</p>

<p>事務局</p> <p>40 : 00</p>	<p>利用状況調査の説明をする前に他の件を言っておきたいと思います。</p> <p>1 枚紙で農業委員会視察研修先一覧ということで、どこに行っているのかずっと調べてみました。令和2年・3年・4年は中止ということでどこも行っていないんですけど、それまで1泊とか2泊とかたまに日帰りということで、こういうのを参考にして、今1泊2日でこちらでは考えているんですけど、ここから大分までくらいかなと考えております。時期は大体9月の下旬から10月の頭ぐらいで、9月の25日が総会になるんですけど、それ以降で10月の1週目くらいまでに考えております。何かあるからここは絶対避けてほしいという日があればと思ったんですけど。まだバスとか全然取ってないのですけれども、9月27日水曜日から10月6日金曜日くらいまでの二日で今考えているんですけど。</p> <p>そこら辺の日程でとりあえず計画をさせてもらって、もし行きたいところがあればですねこの市町村はこんなことをしているとか情報があれば教えて頂ければこちらから相談したりも出来ますので、今コロナでとか言ってますが実施するという方向で進めていきますので、よろしくをお願いします。</p> <p>あと別の件なんですけど、8月30日水曜日に県央地区の研修会があります。昨年はこの総会の後に農業会議さんとか公社さんに来ていただいて2,3時間説明があつて同じような内容にはなるとは思いますけど、これが今回県央地区でまとまってあります。大村のシーハットであるんですけど、8月30日水曜日の午後ですね、1時半から前のやつを見たら4時から4時半かなという話でした。みんなバスに乗って行く予定で考えているんですけど、基本的には総会と一緒に全員参加でお願いしたいと思ってるんですけども。出欠に関しまして、欠席の方のみ8月10日までにご連絡をいただきたいと思います。児童体育館から乗り合わせて大村シーハットに行って、夕方5時から5時半までに帰ってくるという感じです。一応今日説明した紙をお送りしますので、欠席の場合のみですね連絡を。連絡がなかった場合は出席して頂けるものと思っております。8月10日までにご連絡をよろしくをお願いします。以上です。</p> <p>(以下農地利用調査のタブレット操作法の説明のため省略)</p>
---------------------------	--

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

6番

7番